

見積参加者心得

(平成 20 年 6 月 24 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この心得は、熊取町が発注する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事並びに測量、設計、監理、地質調査及び建設コンサルタントに関する業務（以下「建設工事等」という。）の見積に参加しようとする者（以下「見積参加者」という。）が守るべき事項について定める。

(関係法令等の厳守)

第 2 条 見積参加者は、この心得のほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、契約規則（平成 14 年規則第 12 号。以下「規則」という。）及びその他関係法令等を厳守しなければならない。

(公正な見積の確保)

第 3 条 見積参加者は、次に掲げる行為を行ってはならず、独自に見積価格を決定しなければならない。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）等に抵触する行為を行うこと。
- (2) 他の見積参加者と見積価格又は見積意思について相談を行うこと。
- (3) 見積参加者は、熊取町建設工事等随意契約事務取扱要領（以下「事務取扱要領」という。）第 13 条の規定による契約の相手方の決定前に、他の見積参加者に対して見積価格を意図的に開示すること。

(仕様書等の熟知)

第 4 条 見積参加者は、熊取町の見積依頼書及び仕様書等（仕様書、設計書、図面、契約書案、その他交付書類）に記載された契約締結に必要な条件を熟知のうえ、見積しなければならない。この場合において疑義があるときは、事務取扱要領第 8 条に定める方法により質問することができる。

(見積書の書き方等)

第 5 条 見積参加者は、指定の見積書に所在地、商号又は名称及び代表者職氏名等必要事項を記入し、本町へあらかじめ届け出ている印判を鮮明に押印しなければならない。

- 2 見積書に記載する金額は、見積りした契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（いわゆる税抜き価格）とする。また、金額については、算用数字を用い、その数字の直前に「¥」を記入しなければならない。
- 3 見積書は、必ず指定した日時までに見積依頼担当課宛に「一般書留」又は「簡易書

留」のいずれかの方法により、郵送にて提出するものとする。

- 4 見積書が、見積依頼書において指定した日時までに熊取町役場に到着しないときは、当該見積書は無効とする。
- 5 見積書を提出した後は、当該提出した見積書等の書替え、引換え又は撤回をすることはできない。

(見積参加の辞退等)

第6条 見積参加者は、事務取扱要領第14条の規定により、事務取扱要領第13条の規定による契約の相手方決定に至るまでは、いつでも見積を辞退することができる。

- 2 見積書が見積依頼書において、指定した日時までに熊取町役場に到着しないときは、当該見積参加を辞退したものとみなす。

(見積徴取の延期)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合には見積徴取を延期又は中止することができる。

- (1) 見積参加者又はその代理人（以下「見積参加者等」という。）が連合又は不穏当な行動を行う等見積徴取を公正に執行できないと認められるとき。
- (2) 郵便事情等による事故が発生した場合又は災害その他やむを得ない理由があるとき。

(見積書等の開封)

第8条 開封は見積依頼書に示す日時及び場所にて行う。

- 2 見積参加者及びその代理人（以下「見積参加者等」という。）が開封に立会う場合（代理人については委任状を必要とする。）には、開封執行担当職員の指示に従い、開封立会人名簿に記名の上入室し、円滑な開封の執行に協力し、不穏当な言動等により正常な開封の執行を妨げてはならない。

なお、立会いは1者1名に限る。

- 3 見積参加者等が開封に関し妨害若しくは不正な行為を行った場合、又は行うおそれがあると認めるときは、その者の開封の立会いを拒否する。

(見積書の無効)

第9条 熊取町建設工事等の随意契約における郵便見積り実施要領第6条に該当する見積書は、無効とする。

(契約相手方の決定等)

第10条 最低制限価格を設けた場合は、予定価格を超えず最低制限価格以上の価格をもって見積書を提出した者のうち、最低の価格をもって見積書を提出した者を契約の

相手方とする。ただし、最低制限価格を設けていない場合は、予定価格を超えず最低の価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。

- 2 前項に規定する範囲内で同価の最低価格の見積書を提出した者が2者以上ある場合は、当該最低見積を提出した者又はその代理人（以下「見積者等」という。）がくじを引き、契約の相手方を決定する。ただし、当該見積者等が開封に立ち会っていないときには、随意契約事務に関係のない職員にくじを引かせ、契約の相手方を決定するものとする。

（契約金額の決定）

第11条 見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約金額とする。ただし、端数は円未満切捨てとする。

（契約保証金等）

第12条 契約の相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を現金又は契約規則第6条第2項に規定する種類の有価証券で納付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券（履行ボンド）による保証を付したとき。
- (3) 債務不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、町長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証を付したとき。

- 3 前項の公共工事の履行に係る保証金額又は保険金額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

- 4 契約保証金は、契約目的物の引渡し後に全額を還付するが、利子は付さない。

（契約書の提出）

第13条 契約の相手方は、契約の相手方の通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に記名押印した契約書を見積依頼担当課に提出しなければならない。

- 2 契約の相手方が前項の期間内に契約書等を提出しないときは、契約の相手方としての権利を失う。

（異議の申立て）

第14条 見積参加者は見積書開封後、見積条件、契約内容その他について、不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。また、郵便事情等により見積書等が到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。

附 則

この心得は、平成 20 年 6 月 24 日以降に発注する建設工事等の見積徴取に関し適用する。

附 則

この心得は、平成 21 年 3 月 1 日以降に発注する建設工事等の見積徴取に関し適用する。

附 則

この心得は、平成 26 年 4 月 1 日以降に発注する建設工事等の見積徴取に関し適用する。

附 則

この心得は、令和元年 10 月 1 日以降に締結する契約（平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までの間に締結する契約であって、当該契約に係る引渡しが令和元年 10 月 1 以降になされるものを含む。）から適用する。